



平成21年度の保険料

問 後期高齢医療課 ☎(866)2513

平成21年度に納めていただく後期高齢者医療(長寿医療)の保険料の算定方法と軽減制度が決まりました。前年の所得(※)に応じて負担する「所得割額」と、加入者全員が均一に負担する「均等割額」のいずれの算定方法も平成20年度の保険料と同じです。なお、納める保険料の額は、7月上旬に加入者全員へお知らせします。

※所得…収入から必要経費を引き、各種控除を引く前の金額です(年金の場合、年金収入から公的年金控除額だけを引いた額)。

保険料 100円未満切り捨て 上限50万円	=	所得割額(所得に応じた分) (所得-33万円)×7.12% _{以下}	+	均等割額(等しく負担する分) 38,426円
------------------------------------	---	--	---	----------------------------------

●おもな軽減制度(申請不要)

対象	軽減内容
世帯主と被保険者の所得が33万円を超えない世帯のうち、被保険者それぞれの年金収入が80万円以下の世帯(年金以外の収入がある場合はその所得が0円のかた)	均等割額が9割軽減 (38,426円→3,800円)
総所得から33万円を引いた額が、58万円を超えないかた	所得割額が5割軽減
後期高齢者医療に加入するまで、健康保険(国保・国保組合を除く)に加入している家族の被扶養者だったかた	所得割額が0円 均等割額が9割軽減 (38,426円→3,800円)

4月の年金から、初めて保険料が引き落としになるかたへ「決定通知書」を送ります

4月の年金から後期高齢者医療の保険料の引き落としが始まるかたへ、4月上旬に「保険料仮徴収額決定通知書(特別徴収開始通知書)」を送ります。通知書に書いてある保険料は、平成19年中の所得から仮算定したもので、4・6・8月に引き落とされる金額です。



対象▶下の条件1・2両方を満たすかた

- 条件1** 平成20年4月3日から10月2日までに
- ①75歳になったかた
 - ②秋田市に転入した75歳以上のかた
 - ③何らかの年金の受給が始まった75歳以上のかた
- 条件2** 年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の半分以下のかた

上記以外のかたの保険料は…

- ①平成21年2月の年金から保険料が引き落とされたかた
▶4月以降も年金からの引き落としです
- ②平成20年度は4・6・8月の年金引き落としで保険料を完納したかた
▶7月～9月は納付書か口座振替、10月からは年金からの引き落としです(後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の半分を超える場合は、10月以降も納付書か口座振替)
- ③納付書または口座振替のかた▶納付は7月から。年金の年額が18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の半分以下の場合は、10月から年金引き落としになります



上半分が保険料仮徴収額決定通知書、下半分が特別徴収開始通知書

はり・きゅう・マッサージの受療券を交付します

後期高齢者医療制度の被保険者のかたに、4月から使える「はり・きゅう・マッサージの受療券(1回につき800円の助成が受けられる券12枚)」をさしあげます。受け付けは3月25日(水)から。詳しくは、介護・高齢福祉課へ。☎(866)2095

申し込み

後期高齢者医療被保険者証を持って、介護・高齢福祉課、アルヴェ市民サービスセンター、土崎支所、新屋支所、河辺市民センター、雄和市民センター、岩見三内連絡所、大正寺連絡所へ。



国民健康保険 こんなときは14日以内に届け出を

こんなときは届け出を(◆は届け出に必要なもの)

加入	他の市区町村から転入したかたがいるとき ◆被保険者証(カード)全員分
	他の健康保険をやめたかたがいるとき ◆被保険者証 ◆社保などの資格喪失証明書 ◆厚生(共済)年金証書 ◆お持ちのかたは福祉医療費受給者証
	生活保護を受けなくなつたかたがいるとき ◆被保険者証 ◆保護決定(廃止)通知書
	子どもが生まれたとき ◆被保険者証 ◆印鑑 ◆世帯主の口座番号が分かるもの
脱退	他の市区町村に転出するかたがいるとき ◆被保険者証
	他の健康保険に入ったかたがいるとき ◆国保と職場の被保険者証(カード型の場合は全員分) ◆お持ちのかたは福祉医療費受給者証
	生活保護を受けることになつたかたがいるとき ◆被保険者証 ◆保護決定(開始)通知書
	亡くなつたかたがいるとき ◆被保険者証 ◆印鑑 ◆葬祭を行ったかたの口座番号が分かるもの
その他	退職者医療制度に該当することになつたとき ◆被保険者証 ◆年金証書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき ◆被保険者証
	被保険者証をなくしたり破損したりしたとき ◆印鑑 ◆身分証明書 ◆破損した被保険者証
	修学のため他の市区町村に居住するかたがいるとき ◆被保険者証 ◆在学証明書(申請年度に発行されたもの)

- 「被保険者証」は、「国民健康保険被保険者証」のことです。
- 印鑑と年金手帳、世帯全員の被保険者証をお持ちください。
- 同じ世帯に国保高齢受給者証をお持ちのかたがいる場合は、一緒に持って来てください。
- 届け出が遅れると、さかのぼって課税される場合や、国保で負担した保険給付費を返していただく場合があります。届け出はお早めをお願いします。

届け出の場所

国保年金課 市民課
土崎・新屋支所
アルヴェ市民サービスセンター
河辺・雄和市民センター
岩見三内・大正寺連絡所

※短期被保険者証、被保険資格証明書の届け出は、国保年金課、河辺・雄和市民センターのみで受け付けます。

問い合わせ 国保年金課

加入・脱退▶国保年金資格担当 ☎(866)2097
税の内容▶賦課担当 ☎(866)2099
納付の相談▶収納推進室 ☎(866)2189

はり・きゅう マッサージの 受療券を交付



秋田市国民健康保険に加入していて下記に該当するかたが、はり・きゅう・マッサージを受けるとき、1回につき800円の受療費を助成します。

対象 申請時に55歳以上75歳未満で、申請前の国民健康保険税を完納しているかた

枚数 年度内、1人40枚まで
(1枚800円の受療券20枚綴りを2冊)

受療券の申請は3月25日(水)から受け付けます。国民健康保険被保険者証を持って、国保年金課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所へどうぞ。詳しくは、国保年金課給付担当へ。☎(866)2098



国民年金の 学生納付特例制度

国民年金には、学生期間中の保険料を卒業後に納付できる「学生納付特例制度」があります。申請して承認を受けた期間の保険料は10年前までさかのぼって納めること(追納)ができ、追納した分は年金額に反映されます。また、追納がない場合でも年金を受けるための資格期間に算入されます。

問い合わせ 国保年金課 ☎(866)2097
秋田社会保険事務所 ☎(865)2390

対象

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、厚生労働省令で定める各種学校に1年以上在学する学生・生徒で、前年の所得が一定以下のかた

※平成20年度の申請書に在学予定期間を平成22年3月以降の日付で記入し、平成21年度も同一の学校に在籍するかたは、社会保険事務所から申請書類が郵送されるので、窓口での手続きは不要です。

申請

- **必要なもの** 年金手帳、4月1日以降に取得した在学証明書または学生証、印鑑
- **申請期間** 平成20年4月～21年3月分…4月30日(木)まで
平成21年4月～22年3月分…4月1日(水)～来年4月30日(金)
- **申請窓口** 国保年金課 土崎・新屋支所 アルヴェ市民サービスセンター 河辺・雄和市民センター 岩見三内・大正寺連絡所